

辺野古新基地建設のための美謝川付替工事に向けた辺野古ダムでのボーリング調査の中止を求める意見書

沖縄防衛局は、本年12月8日より、辺野古ダム湖面の3か所に単管やぐらを設置し、ボーリング調査を始めた。しかし、辺野古ダム湖面でこのような行為を行うには、名護市法定外公共物管理条例（以下、「条例」）に基づく協議が必要である。

辺野古ダムは、昭和34年に在琉米軍により建設され、昭和50年から名護市が管理し、名護市東海岸地域へ給水するための重要な貯水施設として現在に至っている。名護市は市民へ安心・安全な水を安定的に供給する義務がある。水質の管理、汚濁防止には厳格な基準適用と万全の管理点検が必要であることは言うまでもない。

沖縄防衛局と名護市は、平成26年4月、「美謝川の付替え」、「辺野古ダム上部へのベルトコンベア設置」、「辺野古ダム全域での現況調査」について、条例に基づく協議を行っている。その協議書では、「占有等物件の名称：ダム湖水面」、「占有等物件の構造：ダム湖水面」、「規模：ダム湖水面全域」等とされていた（平成26年4月11日「普天間飛行場代替施設建設事業に係る協議について（依頼）」）。

当時は、名護市所有の「里道・水路」だけに限らず、「その他（辺野古ダム貯水池）」として辺野古ダムの湖面全域も条例の対象としていたのである。この協議書は後に取り下げられたが、それは「事業内容を変更することとしたため」であって、条例適用の誤りのためではなかった。

このような前例からみても、今回の名護市長の「ボーリング調査については条例の適用はありません」という回答文書（令和2年7月27日）は、条例の解釈を誤ったものと言わざるを得ない。

また、今回のボーリング調査は、辺野古新基地建設に伴う美謝川の付替工事、特に洪水吐の造成工事のための調査であることは明白である。新基地建設の既成事実化を認めるわけにはいかない。

よって名護市議会は、市民の生命、財産、特に辺野古ダムから給水を受けている東海岸地域住民の安心・安全な水を確保するため、以下のことを要請する。

記

- 1 名護市法定外公共物管理条例に基づく協議のないまま進められている辺野古ダム湖面でのボーリング調査を直ちに中止すること
- 2 美謝川付替えの詳細な計画内容を提示し、名護市と法定外公共物管理条例に基づく協議を行うこと
- 3 大浦湾軟弱地盤改良工事等で莫大な予算と膨大な期間を要する辺野古新基地建設に係る「埋立地用途変更・設計概要変更承認申請」を撤回し、辺野古新基地建設計画を断念すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日
宛先 沖縄防衛局長

沖縄県名護市議会